

日本ロシア語教育研究会規約

第1条（名称）本会は日本ロシア語教育研究会と称する。

第2条（所在地）本会の所在地と事務局の所在地は同一とする。事務局の所在地は総会で定める。

第3条（目的）本会はロシア語教育にかかわる諸問題を理論的かつ実践的に研究し、わが国におけるロシア語教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 共同の研究ならびに調査。
- 2) 研究例会、研究集会、シンポジウム等の開催。
- 3) 研究成果の刊行ならびに web 上での公開。
- 4) ロシア語教育に関わる研究機関ならびに実施施設との連携。
- 5) その他、目的達成に有用と思われる諸事業。

第5条（会員）本会は上記の目的に賛同する会員によって構成され、会員の種別は次のとおりとする。正会員：第4条の事業遂行に貢献する意志を有する個人。賛助会員：本会の事業に賛助する個人または団体。

第6条（入会及び退会）本会に入会を希望する者は、既会員 1 名以上の推薦により所定の手続きを経て、役員会の承認を得るものとする。退会を希望する者は、その旨を事務局に届け出るものとする。

第7条（事業遂行費用の徴収）本会においては年会費を徴収し、事業遂行に必要な特別経費については、会員の負担能力に応じて傾斜分担してこれに充てる。

第8条（年会費の滞納）年会費を 3 年を越えて滞納した会員は、特別な事情がない限り、退会したものとみなす。

第9条（本会の役員）本会における役員は次の通りとし、役員会を構成し会の運営にあたる。役員は定例年総会において選出され、任期は 2 年とし、引き続き再任されることができ。ただし、代表、事務局は引き続き 4 年を超えて在任することはできない。

- ア. 代表 1 名
- イ. 事務局 2 名～4 名
- ウ. 会計 1 名～2 名
- エ. 会計監査 1 名
- オ. 編集委員 若干名
- カ. 広報 若干名
- キ. 地区研究例会担当 2 名～4 名

（東日本地区担当 1 名～2 名、西日本地区担当 1 名～2 名）

第10条（規約の改正）本規約の改正は、会員の提案に基づき、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とするものとする。

第11条（附則）本規約は2009年3月29日に制定、ただちに施行するものとする。（2010年12月5日、2011年12月4日、2013年12月2日、2015年12月6日、2016年12月11日、2017年12月10日、2019年12月1日改正）本規約の改正は、2019年12月1日から施行する。

年会費額は以下のとおりとする。

- * 大学等の専任職にある正会員、および正会員のなかの有志6000円
- * 学生、大学院生の正会員1000円
- * その他の正会員3000円
- * 賛助会員10000円